

令和8年度長野県スクールソーシャルワーカー募集要項（追加募集用）

長野県教育委員会

いじめ、不登校、暴力行為などの課題を抱える児童生徒に対し、環境等の改善に向けて総合的な支援をする専門家としてスクールソーシャルワーカー（SSW）を追加募集する。

1 募集期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月5日（木）まで（必着）

2 勤務地及び募集人員 2名

勤務を担当する地域	勤務地	募集人員
東信地区 （佐久・上小広域）	東信教育事務所 384-0006 小諸市与良町6-5-5	1名
北信地区 （長野・北信広域）	北信教育事務所 380-0839 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	1名

3 職務内容等

（1）職務

- ①課題を抱える児童生徒が置かれている環境を改善するための支援
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動
- ⑥県教育委員会及び勤務する教育事務所学校教育課長が必要と認める業務

（2）勤務形態

原則として各教育事務所に勤務し、学校等の要請により学校、家庭、関係機関等への訪問・支援を行う。場合によっては市教育委員会へ派遣し勤務することもある。

（3）勤務条件等

- ①任用形態： 会計年度任用職員（パートタイム）（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- ②報酬： 県の規程により支給
 - ・令和7年度の長野県スクールソーシャルワーカー報酬額は、4任用資格（1）の者は時給4,330円、（2）の者は3,030円
 - ・通勤費用相当額を支給
- ③勤務時間： 1日の勤務時間の上限は7時間
年間の総時間は350時間から800時間程度。ただし、未経験者は350時間から400時間程度を予定。
- ④その他：ア 地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課せられる。義務に違反した場合は、懲戒処分の対象となることがある。
 - （ア）服務の宣誓 （イ）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - （ウ）信用失墜行為の禁止 （エ）秘密を守る義務
 - （オ）職務に専念する義務 （カ）政治的行為の制限
 - （キ）争議行為等の禁止イ 営利企業等へ従事する場合は、原則として所属長へ届出が必要である。

（4）任用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

但し、採用後1か月（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は15日）は条件付採用とする。

4 任用資格

- (1) 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカーのいずれかの資格を有する者）
- (2) (1) に準ずる者（教育や福祉に関して専門的な知識・技術を有し、教育や福祉分野においての活動経験をもとに関係機関と連携することができる者）

(注) 次の各号のいずれかに該当する者は応募できない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 長野県等の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法

(1) 応募申込書の入手（①か②のいずれか）

- ① 長野県教育委員会ホームページからダウンロード

採用・試験・募集 > 令和8年度長野県スクールソーシャルワーカー選考情報（追加募集用）
URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/happyou/20260220.html>

- ② 郵送による入手

封筒に「スクールソーシャルワーカー応募申込書（追加募集用）希望」と朱書きし、応募申込書の返信用封筒（長形3号、110円切手貼付、応募者の住所・氏名・郵便番号を記載したもの）を同封し、以下の申込み先へ送付してください。

【申込み先】

〒380-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）

長野県教育委員会事務局 心の支援課 県スクールソーシャルワーカー担当 宛

(2) 応募書類の提出

- ・以下のa及びbを封筒に入れ、申し込み先に送付すること。
 - a 「長野県スクールソーシャルワーカー応募申込書（追加募集用）（写真貼付）」
 - b 面接選考連絡用封筒（長形3号、110円切手貼付、応募者の住所、氏名、郵便番号を記載）
 - c ハローワークの紹介状（ハローワークを利用した場合は同封）
- ・簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負わない。

(3) 書類の提出期限

郵送の場合は、令和8年3月5日（木）必着とする。

持参の場合は、令和8年3月5日（木）午後5時まで受け付ける。

6 選考方法

選考内容	実施日	選考会場	合否等の通知
書類選考 ・任用資格の確認 面接選考 ・面接官による口頭質問等	3月上旬 (詳細は別途連絡)	長野県庁 (詳細は別途連絡)	面接選考後速やかに、文書により選考結果を本人に通知

- ・書類選考（応募書類等による任用資格の確認）後、面接日程等を連絡します。
- ・面接選考は、20分程度の面接を予定しています。口頭質問はスクールソーシャルワーク等に関する考え方や対応方法等について回答を求めます。
- ・任用資格を満たしている者の中から、これまでの活動経験等の内容に基づき総合的に判断し任用予定者を決定します。

7 募集期間の延長

任用予定者が決定しない場合は、1の募集期間を延長する。この場合、随時選考を行い、任用予定者が決定次第募集を終了する。

8 特記事項

- ・令和8年12月施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを確認します。
- ・面接選考の結果、任用予定者となった場合においても、長野県スクールソーシャルワーカー活用事業の予算措置が講じられなかった場合には任用できないことがあります。

9 その他

- ・提出書類等に虚偽があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・応募の際に提出した書類は返却しません。
- ・不明な点は担当まで問わせてください。

10 問合せ先

長野県教育委員会事務局心の支援課 生徒指導係 県スクールソーシャルワーカー事業担当
所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2
電話：026-235-7450（代表）
時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後4時30分まで